

令和6年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

申告は令和6年1月31日(水)
までにお願ひします。

☆期日間近になりますと窓口が混雑しますので、
早めのご提出又は郵送にご協力を願ひします。

<目次>

I. 償却資産とは	
1. 償却資産とは	1
2. 資産の種類ごとの主な償却資産	1
3. 業種別の主な償却資産	2
4. 建物附属設備・特定附属設備の取扱いについて	2
5. リース資産の取扱いについて	4
6. 少額償却資産の取扱いについて	4
7. 評価額の計算方法	4
8. 価格の決定	5
9. 税額の計算方法	5
10. 納期	5
11. 課税標準の特例について	5
12. 法人税・所得税との比較	6
II. 償却資産の申告について	
1. 申告していただく方	7
2. 提出していただく書類	7
3. 電算処理により申告をされる場合	8
4. 個人の方が申告する際の本人確認書類について	8
5. 提出期間	8
6. 提出先	8
7. 申告されない方、または虚偽の申告をされた方	9
8. 実地調査等への協力の願ひ	9
III. 申告書の作成について	
1. 作成にあたっての注意点	10
2. 申告していただく事項	10
○償却資産申告書の書き方（記入例）	11
○種類別明細書の書き方（記入例）	12



古賀市役所 市税課 資産税係

〒811-3192
福岡県古賀市駅東一丁目1番1号
TEL: 092-942-1125

I 償却資産とは

1. 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、会社や個人の方が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

2. 資産の種類ごとの主な償却資産

資産の種類		内 容
第1種	構 築 物	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等
	構築物 建物附属設備	1 建物の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備など 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備(これらを特定附帯設備といいます。)(詳しくは2, 3ページ参照)
第2種	機械及び装置	工作機械・印刷機械などの各種産業用機械、駐車場機械装置等
第3種	船 舶	遊覧船、ボート、はしけ等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト等(ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09及び000～099」「9」「90～99及び900～999」)、台車等(<u>自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。</u>) 農耕作業用自動車については、最高速度が毎時35km以上のもの (詳しくは別紙参照)
第6種	工具・器具及び備品	事務机、事務いす、陳列ケース、テレビ、パソコン、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

※次のような資産も1月1日現在、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- (1) 建設仮勘定で経理されている資産
- (2) 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- (3) 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- (4) 償却済資産(減価償却が終わった資産)
- (5) 遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)
- (6) 未稼働資産(既に完成しているが、未だ稼働していない資産)
- (7) 借用資産(リース資産)で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- (8) 租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産
- (9) 赤字決算・経営政策の理由で減価償却を行っていない資産
- (10) 太陽光発電設備(個人が住宅に設置している場合でも、売電している場合は含みます)

3. 業種別の主な償却資産

業 種	主な償却資産の内容
共通	タイムレコーダー(5)、事務机(15)、椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、エアコン(6)、パーソナルコンピュータ(4)、サーバー(5)、LAN 配線(10)、看板(10)、受変電設備(15)、舗装路面(10 又は 15)、その他
飲食業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、その他
理・美容業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)、その他
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、その他
小売業 食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6 又は 8)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)、その他
加工・修理業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10 又は 15)、圧縮機(10 又は 15)、測定・検査工具(5)、その他
医(歯)業	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)、その他
不動産貸付業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分(10)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、緑化施設(植木等)(20)、太陽光発電設備(17)、その他

()内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数です。※詳細は10ページ

4. 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分((3)の一覧表をご参照ください。)

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

償却資産とするもの……単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、又は独立した機器としての性格の強いもの

家屋とするもの……家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など

イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

次のような資産は、償却資産として固定資産税が課税されます。

- ・ 工場における機械の動力源としてのボイラー、動力配線、受変電設備、発電設備、蓄電池設備
- ・ 紡績業、精密機械工業、フィルム製造業等における製造工場内の空調設備及び集塵設備
- ・ 工場等の生産ライン用リフト及びベルトコンベアー設備
- ・ 冷凍・冷蔵倉庫、製氷業の冷凍・冷蔵設備 (配管を含み、断熱材及び防熱ドアを除きます。)
- ・ ホテル、旅館、飲食店、病院等の厨房設備及び洗濯設備等のサービス設備
- ・ 映画館、演劇場、興行場のスクリーン(映写用)設備、局所照明器具(スポットライト)、ネオンサイン、投光器のように家屋本来の目的と別の用途のもの。

(2) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産(特定附帯設備)

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方(テナントの方)が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床などの仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、テナントの方に償却資産として固定資産税が課税されます。

(3)家屋と償却資産の区分表

※下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備 照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○				◎
	LAN設備	設備一式			◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
	監視カメラ(ITV) 設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器			◎		◎
配管・配線等		○				◎	
避雷設備	設備一式	○				◎	
火災報知設備	設備一式	○				◎	
給排水衛生 設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○				◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器、湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、 中央式給湯設備	○				◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等	○				◎
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○				◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
その他の設備 等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機			◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等	○				◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル 等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
		冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、 POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、 簡易間仕切、機械式駐車設備、駐輪設備、ゴミ処 理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・扉・緑化施設等)			◎		◎

5. リース資産の取扱いについて

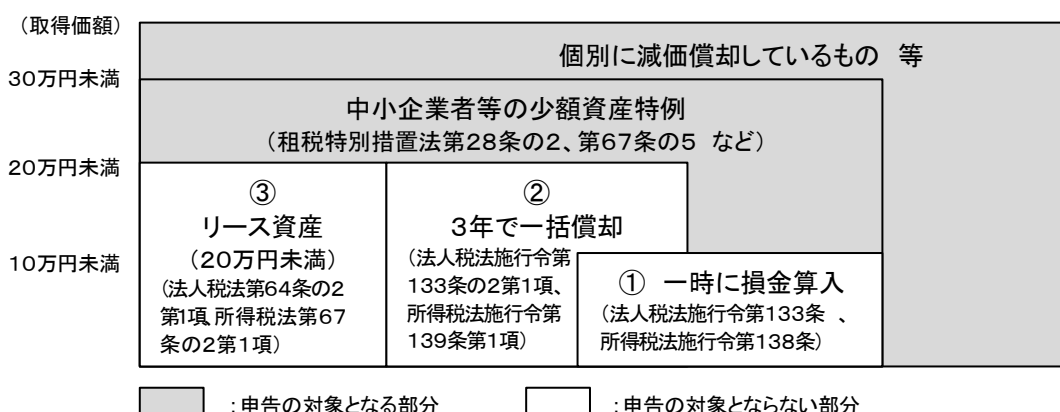
- (1) ファイナンスリース取引のうち所有権移転外ファイナンスリースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。
- (2) 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定する取引の賃貸人が所有するリース資産で、取得価額が20万円未満のものは申告対象になりません。

6. 少額償却資産の取扱いについて

取得価額が少額である償却資産の申告は、税務会計上の経理区分によって取扱いが異なります。申告の対象から除外されるものは、次の①～③のみです。

- ① 使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のもの

よって、租税特別措置法の規定により中小企業特例を適用して損金算入した資産は、償却資産の申告の対象となります。また、取得価額10万円未満の資産であっても個別に減価償却しているものは、償却資産の申告の対象になります。



7. 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

ア 前年中に取得のもの

$$\text{取得価額} \times \text{前年中取得のものの減価残存率} = \text{評価額}$$

イ 前年前に取得のもの

$$\text{前年度評価額} \times \text{前年前取得のものの減価残存率} = \text{評価額}$$

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

[例えば] 取得価額:250,000円、取得時期:令和5年2月、耐用年数:4年のパソコンの場合

(前年中の取得のものの減価残存率・・・0.781、前年前の取得のものの減価残存率・・・0.562)

$$\text{令和6年度} = 250,000 \text{円} \times 0.781 = 195,250 \text{円}$$

$$\text{令和7年度} = 195,250 \text{円} \times 0.562 = 109,730 \text{円}$$

⋮

$$\text{令和11年度} = 19,477 \text{円} \times 0.562 = 10,946 \text{円} < 12,500 \text{円}$$

※令和11年度で算出額が取得価額の5%(12,500円)より小さくなりますので、以降12,500円で評価されます。

[減価残存率表]

(これは固定資産税に係る残存率表です。)

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
	(r)	前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)		(r)	前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)		(r)	前年中取得のもの (1-r/2)	前年前取得のもの (1-r)
1年				21年	0.104	0.948	0.896	41年	0.055	0.972	0.945
2年	0.684	0.658	0.316	22年	0.099	0.950	0.901	42年	0.053	0.973	0.947
3年	0.536	0.732	0.464	23年	0.095	0.952	0.905	43年	0.052	0.974	0.948
4年	0.438	0.781	0.562	24年	0.092	0.954	0.908	44年	0.051	0.974	0.949
5年	0.369	0.815	0.631	25年	0.088	0.956	0.912	45年	0.050	0.975	0.950
6年	0.319	0.840	0.681	26年	0.085	0.957	0.915	46年	0.049	0.975	0.951
7年	0.280	0.860	0.720	27年	0.082	0.959	0.918	47年	0.048	0.976	0.952
8年	0.250	0.875	0.750	28年	0.079	0.960	0.921	48年	0.047	0.976	0.953
9年	0.226	0.887	0.774	29年	0.076	0.962	0.924	49年	0.046	0.977	0.954
10年	0.206	0.897	0.794	30年	0.074	0.963	0.926	50年	0.045	0.977	0.955
11年	0.189	0.905	0.811	31年	0.072	0.964	0.928	51年	0.044	0.978	0.956
12年	0.175	0.912	0.825	32年	0.069	0.965	0.931	52年	0.043	0.978	0.957
13年	0.162	0.919	0.838	33年	0.067	0.966	0.933	53年	0.043	0.978	0.957
14年	0.152	0.924	0.848	34年	0.066	0.967	0.934	54年	0.042	0.979	0.958
15年	0.142	0.929	0.858	35年	0.064	0.968	0.936	55年	0.041	0.979	0.959
16年	0.134	0.933	0.866	36年	0.062	0.969	0.938	56年	0.040	0.980	0.960
17年	0.127	0.936	0.873	37年	0.060	0.970	0.940	57年	0.040	0.980	0.960
18年	0.120	0.940	0.880	38年	0.059	0.970	0.941	58年	0.039	0.980	0.961
19年	0.114	0.943	0.886	39年	0.057	0.971	0.943	59年	0.038	0.981	0.962
20年	0.109	0.945	0.891	40年	0.056	0.972	0.944	60年	0.038	0.981	0.962

8. 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価し、3月31日までに市長が価格(評価額)を決定します。

なお、償却資産の価格等を決定しますと、償却資産課税台帳に登録し、その旨を公示します。

9. 税額の計算方法

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{税 額} \\ (100 \text{ 円 未 満 切 り 捨} \\ \text{て}) \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{課 税 標 準 額} \times \\ (1,000 \text{ 円 未 満 切 り 捨} \\ \text{て}) \end{array}} \times \boxed{\text{税 率 (1.4\%)}}$$

※ 課税標準額とは市内に所在する資産の価格の合計です。(1,000円未満切り捨て)

免税点
課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

10. 納期

年税額は4回の納期(4月、7月、12月、翌年の2月)に分けて納めていただくことになります。

11. 課税標準の特例について

地方税法で規定する一定の要件に該当するものは、「課税標準の特例」が適用されます。

該当する資産を所有されている方は、種類別明細書(増加資産・全資産用)にその名称等を記入するとともに、摘要欄に適用条項を記入し、該当資産が要件を満たすことがわかる書類等を提出してください。

詳しくは、古賀市役所市税課資産税係までお問合せください。

12. 法人税・所得税との比較

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い(法人税・所得税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用 (法人税法等の旧定率法で用いる 減価率と同様)	【平成19年3月31日以前に取得】 旧定率法、旧定額法の選択制度 【平成19年4月1日以降に取得】 定率法、定額法の選択制度 (建物については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却 (1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。(注1)	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。(租税特別措置法)
増加償却 陳腐化償却(耐用年数短縮)	認められます。	認められます。(法人税・所得税法)
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)まで
改良費 (資本的支出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を 区分して評価)(注2)	原則区分評価
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の資産)	損金算入したものは課税対象外 (注3)	損金算入が可能 (法人税法施行令第133条又は 所得税法施行令第138条)
一括償却資産 (取得価額が20万円未満の減価 償却資産)	損金算入したものは課税対象外 (注4)	3年間で損金算入が可能 (法人税法施行令第133条の2又は 所得税法施行令第139条)
中小企業者等の方が租税特別 措置法を適用して取得された 30万円未満の減価償却資産	課税対象になります。(注5)	損金算入が可能 (租税特別措置法第28条の2又は 同法第67条の5)

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

(注2) 平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いが変わりました。詳しくは税務署へお問合せください。なお、固定資産税(償却資産)における取扱いには変更はありません。

(注3) 法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に応じた耐用年数を記入のうえご申告ください。

(注4) 法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえご申告ください。

(注5) 中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方等が、平成15年4月1日から令和6年3月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます。(平成18年4月1日以降は適用となる取得額の合計額の上限は300万円まで)

ただし、固定資産税(償却資産)上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象になりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえご申告ください。

Ⅱ 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産を所有している方です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有状況を申告していただくことになっています。

- 所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。
- 共有資産は、代表者を決めて申告してください。

2. 提出していただく書類

(1) 初めて申告される方 ……所有しているすべての償却資産を申告してください。

申告対象者	① 令和5年1月2日以降に古賀市内で新たに事業を開始された方 ② 今回はじめて償却資産申告ハガキが送られてきた方
申告する資産	令和6年1月1日現在、古賀市内に所有している償却資産のすべて
提出する書類	① 償却資産申告書(償却資産課税台帳) ② 種類別明細書(増加資産・全資産用)
その他	<u>リース資産のみの場合や該当する資産を所有されていない場合も、申告書の「18備考」欄にその旨を記載のうえ、申告書の提出をお願いします。</u>

(2) 前年度までに申告された方 ……資産の増加・減少を申告してください。

申告対象者	前年度(令和5年度)までに申告された方
申告する資産	① 令和5年1月2日～令和6年1月1日の間の増加資産・減少資産 ② 令和5年1月1日以前に取得した資産で、申告もれがあった資産
提出する書類	① 償却資産申告書(償却資産課税台帳) ② 種類別明細書(増加資産・全資産用) ③ 種類別明細書(減少資産用)
その他	<u>該当する資産の全てを所有しなくなった場合、前年中に資産の増減がなかった場合、事業の廃業・解散などの場合も、申告書の「18備考」欄にその旨を記載のうえ、必ず申告書を提出してください。</u>

※ 次に該当する資産がある場合に提出していただくもの

- 課税標準の特例がある資産を取得された場合……事実を証明する書類
- 非課税資産を取得された場合……事実を証明する書類
- 短縮耐用年数を適用された場合……国税局長の承認通知書(写)
- 増加償却をされた場合……税務署長への届出書(写)
- 陳腐化資産の一時償却された場合……国税局長の承認通知書(写)
- 減免該当資産を所有された場合……減免申請書、事実を証明する書類

◎これらの書類を提出される場合は、申告書の「18備考」欄に添付書類の名称を記載してください。

※ 償却資産申告書等は古賀市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/shizei/026.php>

3. 電算処理により申告をされる場合

電算処理により申告をされる方は、毎年度、古賀市内に所有しているすべての償却資産を申告してください。償却資産申告書及び種類別明細書については、全国的に統一された様式により、申告してください。ただし、独自の様式で申告される場合には、次の事項に留意してください。

- ① 全国的に統一された様式による記載項目のすべてを記載すること。
- ② 全資産について固定資産税にかかる償却資産の評価方法による計算を行うこと。
- ③ 課税標準額の特例がある場合には、その特例率及び課税標準額を記載した様式であること。
- ④ 種類別明細書は資産種類ごとに区分して作成し、合計額を記載すること。
- ⑤ 資本的支出にかかる改良費については、新たな資産の取得とみなし、本体と区分して評価計算をおこなうこと。
- ⑥ 償却可能限度額は、取得価格又は資本的支出の95%までとすること。

4. 個人の方が申告する際の本人確認書類について

申告者が個人の場合は、以下の書類による本人確認が必要になります。

- (1) 本人が窓口で申告書を提出する際には、次のいずれかの書類を提示してください。
 - ① 申告者本人の個人番号カード
 - ② 申告者本人の通知カードおよび運転免許証などの写真付本人確認証明書
- (2) 郵送で申告書を提出する際には、上記書類の写しを同封してください。なお、個人番号カードは個人番号が裏面に記載されているため、両面の写しを同封してください。
- (3) 代理人が申告書を提出する際には、申告者本人の個人番号カードまたは通知カード(写しでも可)、代理人本人であることが確認できる運転免許証などの写真付本人確認証明書、申告者本人からの委任状を持参していただく必要があります。

5. 提出期間

令和6年1月4日(木)～令和6年1月31日(水)です。

◎期限間近になりますと窓口が混雑しますので、早めのご提出又は郵送にご協力をお願いします。

6. 提出先

〒811-3192 古賀市駅東一丁目1番1号

古賀市役所 市税課 資産税係 にご提出ください。(FAXによる申告は受け付けておりません。)

◎郵送でも提出することができます。

申告書の控え(受付印を押印したもの)の返送が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。切手を貼付した返信用封筒がない場合は、返送することができませんので、あらかじめご了承ください。

◎便利な電子申告(eLTAX:エルタックス)をご利用いただけます。

～電子申告(eLTAX)により償却資産申告書・種類別明細書が提出できます～

■利用可能なサービス

・法人市民税の申告 ・個人住民税(特別徴収)の給与支払い報告書などの提出 ・償却資産の申告

■eLTAXの利用方法について

eLTAXを利用できるパソコンの準備や、電子証明書の取得などの手続きが必要です。詳しくは、下記までお問い合わせください。

■問い合わせ先

eLTAX ヘルプデスク:TEL0570-081459 【受付時間 9:00～17:00 土日祝日、12/29～1/3除く】

eLTAX ホームページアドレス:<https://www.eltax.lta.go.jp>

7. 申告されない方、または虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収することがありますので、期限までに必ず申告してください。また、虚偽の申告をされますと、同法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

なお、申告をされない場合は、同法408条の規定に基づく実地調査等により課税を行う場合があります。

8. 実地調査等への協力をお願い

地方税法第354条の2の規定により、税務署が保有する国税資料の閲覧等を行っています。閲覧の結果、実地調査にお伺いしたり、申告内容について参考資料の提出をお願いしたりする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

また、調査に伴って追加申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は資産の取得年次に応じて同法第17条の5第5項の規定により遡って(最大5年度分)課税することになりますので、あらかじめご承知おきください。

Ⅲ 申告書の作成について

1. 作成にあたっての注意点

- (1) 市内に2か所以上の事業所がある場合は、主たる事業所でまとめて記載してください。
- (2) ボールペンで丁寧に記入してください。(消せるボールペンは使用しないでください。)

2. 申告していただく事項

(1) 取得価額

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、関税、その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、法人税又は所得税の取扱いと同じです。ただし、圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記入してください。

取得価額が30万円までの資産については、法人税法及び所得税法において特別の償却方法が認められていますが、その場合の償却資産の取扱いについては、4ページ及び6ページにてご確認ください。

(2) 耐用年数

耐用年数は法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には次の3種類があります。

- ① 法定耐用年数……減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表をご覧ください。
◎通常は、この耐用年数により申告してください。
- ② 中古見積耐用年数……耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数。
- ③ 短縮耐用年数……法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。なお、この場合は国税局長の承認通知書の写を申告書に添付して提出してください。

(3) その他

種類、数量、取得時期、その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を申告してください。

【耐用年数の改正について】

平成20年度税制改正において、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の改正が行われ、耐用年数が大幅に変更されました。特に、機械及び装置につきましては390区分を55区分に見直す全面改正が行われました。

この省令改正後の耐用年数は、平成21年度課税分より適用されます。評価額の計算は、資産の取得時に遡って改正後の耐用年数を用いるのではなく、平成20年度までは改正前の耐用年数に応じた減価率、平成21年度からは改正後の耐用年数に応じた減価率で算出します。